

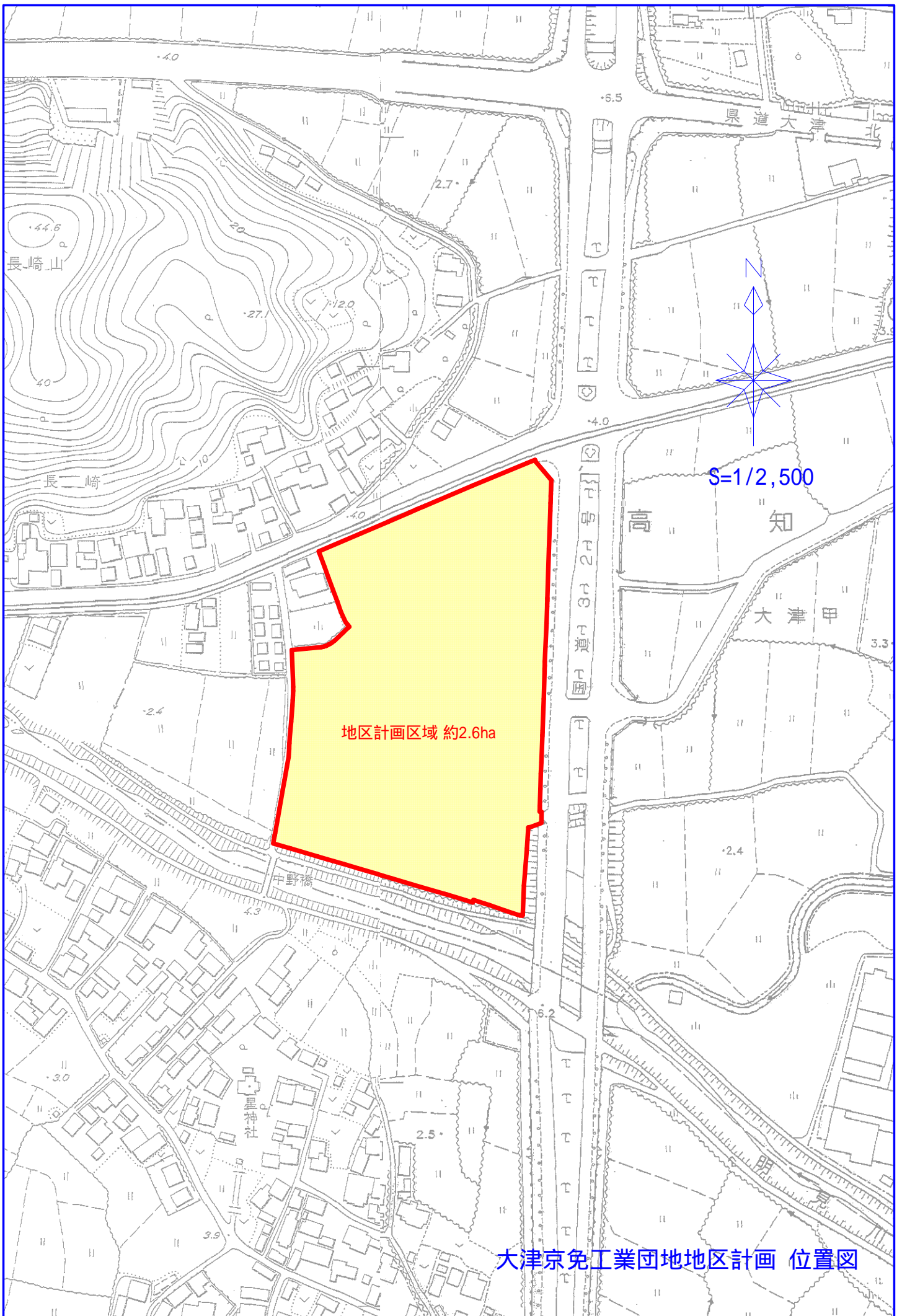
大津京免工業団地地区計画

(平成 31 年 3 月 1 日告示第 36 号)

名 称	大津京免工業団地地区計画	
位 置	高知市大津字京免，大津字池田，大津字三反田の各一部	
面 積	約2.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は，高知市東部の平地に位置し，四国横断自動車道南国ICから5km，高知東部自動車道なんこく南ICからは1.5kmで，国道32号が東側に隣接し，北側は国道195号と，とさでん交通後免線の軌道が併走しており，交通の利便性の優れた地区である。</p> <p>これらの立地条件を活かし，本地区に地区計画を策定することによって，適正な土地利用を図り，住工の混在がなく，周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は自動車修理業を中心とした企業の立地を図るための適正な土地利用を誘導し，景観や周辺の自然等との調和に配慮した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区において整備する幹線道路，区画道路，緑地等の地区施設の機能を損なわれないように維持，保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等の用途の混在等を防止し，良好な工業団地としての環境を保全し，周辺環境と調和した良好な景観を形成するため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度 (5) 建築物等の形態又は意匠の制限 (6) 垣又はさくの構造の制限

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	(1) 幹線道路 W=8m (2) 区画道路1号 W=6m (3) 区画道路2号 W=4.9m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館、博物館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 病院、診療所 (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (11) 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (12) カラオケボックスその他これに類するもの (13) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (14) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (15) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (16) ホテル又は旅館 (17) 自動車教習所 (18) 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から、隣地境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は2.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	20 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外観、意匠等は次に掲げるものとする。 (1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高知市景観計画の規定に則したものとし、周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等はできるだけ見えない工夫とし建築物と一体的なデザインとする。 (3) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。 ア 地色はけばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとする。 イ 自家用に設置するものに限る。 ウ 屋根面に表示しないものであること。
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く。）を設置する場合は、周辺の環境及び景観との調和が図れるようにフェンス又は生け垣とする。	

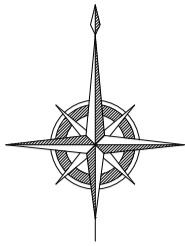
区域は計画図表示のとおり



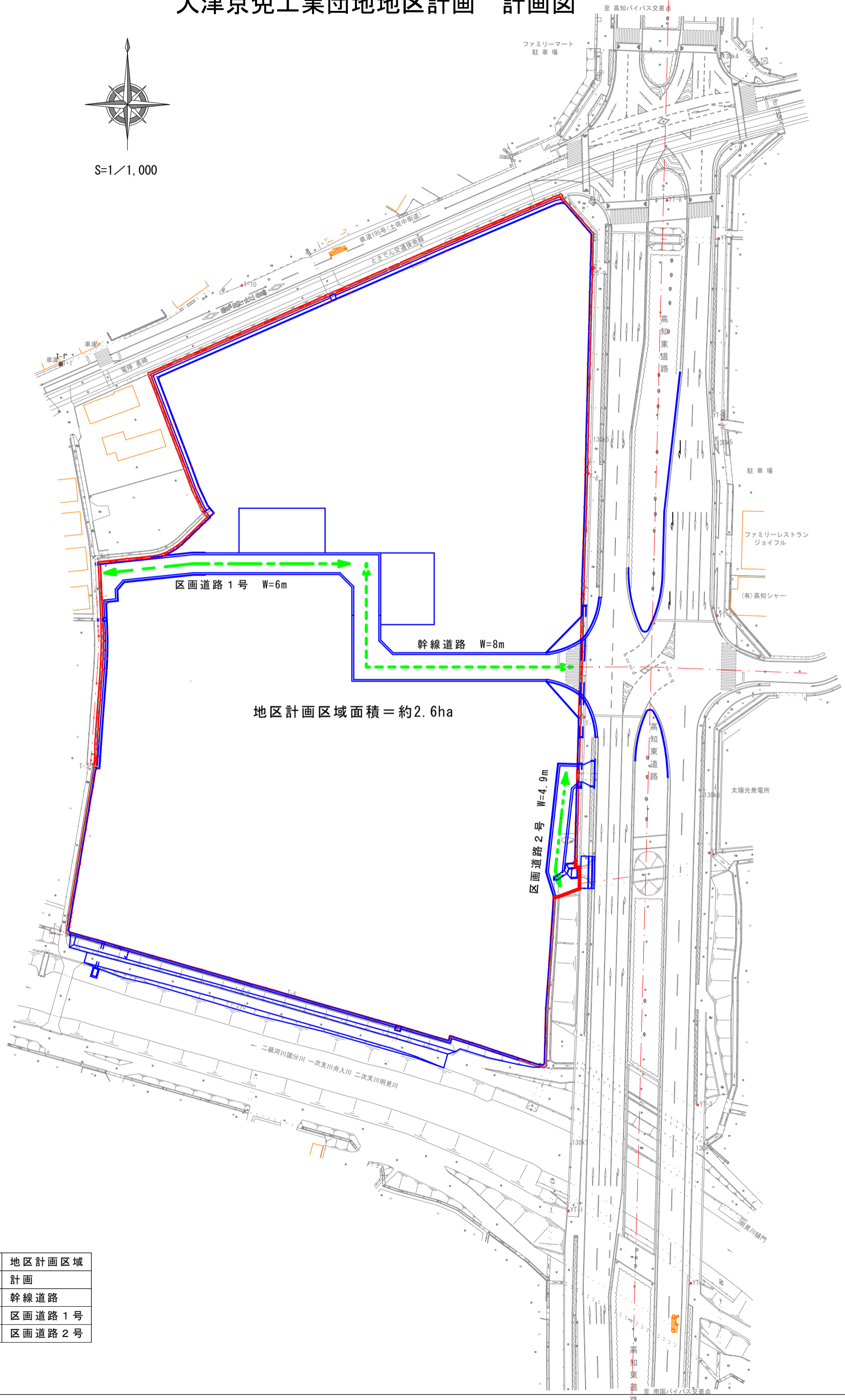
地区計画区域 約2.6ha

S=1/2,500

大津京免工業団地地区計画 計画図



S=1/1,000



地区計画区域面積 = 約2.6ha

凡例

—	地区計画区域
—	計画
- - -	幹線道路
- - -	区画道路 1号
- - -	区画道路 2号